

令和4年度観光需要回復支援事業補助金 公募要項

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要減少からの早期回復を図るため、来札観光客の誘致促進や満足度の向上などを図り、札幌市の観光の振興に対して一層の効果が期待される事業に関し、その経費の一部として補助金を交付する。

2 応募概要

観光事業者等が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえて実施する、観光需要の回復に資する事業を募集する。

審査委員会の結果、優れた事業であると認められたものには、「6 補助金額等」に記載された申請事業者区分に応じた定めにより補助金を交付する。

3 応募資格

本事業に応募する事業者は、次の(1)、(2)いずれかとし、応募事業者はさらに下記ア～エの要件を全て満たしていることとする。

なお、コンソーシアムにおいてはすべての構成団体が要件をすべて満たすこと。

(1) 観光関連団体

企業や観光関連事業者等を取りまとめ、3年以上の活動実績があり、事務局機能を有する団体で、事業実施にあたり加盟企業等と連携をして事業を広く展開させることができる組織をいう。

(2) コンソーシアム

5者以上の企業や団体で構成することで、事業目的達成のために効果を限定的に留めることなく事業を広く展開させることのできる形態をいう。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 札幌市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

オ 観光関連団体においては、定款、会則、役員名簿、組合員名簿等、団体の組織概要が分かるものを具備していること。

4 応募期間及び事業実施期間

(1) 応募期間

第一期：令和4年4月15日～令和4年5月9日

第二期：令和4年8月1日～令和4年8月29日

(2) 実施期間

第一期：交付決定日～令和4年10月31日

第二期：交付決定日～令和5年2月28日

5 応募対象事業

「2 応募概要」を満たし、かつ、以下の要件をすべて満たす事業を募集する。

- (1) 観光客を主なターゲットとする事業とすること。
- (2) 札幌市内の観光事業への波及効果が広く期待できる事業とすること。
- (3) 事業計画、資金計画が具体化されていること。
- (4) 補助決定後に実施する事業で、第一期及び第二期ともに、それぞれ上記4の事業実施期間内に事業が完了し、かつ、実施内容の報告が可能なものであること。
- (5) 事業を実施するにあたって必要な能力や資格を有している事業者であること。
- (6) 申請事業において、国や北海道など他の公共的団体等による補助等を受けていない事業であること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策を十分行うとともに、ウィズコロナの状況にあつては、今後具体化される「ワクチン・検査パッケージ」の活用などの工夫により、事業を遂行することが見込まれる事業であること。

6 補助対象経費

対象事業実施に係る経費のうち以下のものとする。

経費項目	内容
需用費	事業実施に必要な消耗品費の購入、印刷製本費、備品等の修繕費等
役務費	事業実施に必要な通信運搬費（郵便電信料、運搬料）、各種手数料、役務サービス料、翻訳料等の役務費
広報宣伝費	事業実施にあたっての広告宣伝費等
委託費	事業実施に必要な制作及び設置等にかかる委託費、市場調査の実施にかかる委託費等
施設及び設備借り上げ料	事業実施に直接必要な施設や設備等の借り上げに要する経費
報償費	事業実施に必要な外部専門家等にかかる技術指導費及びコンサルタント費等の報償費用
誘客促進費	観光客誘致や観光消費の促進に資する経費
その他の経費	その他、市長が必要かつ適当と認める経費

※補助対象外の経費

- ・本事業に直接関係ない経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、固定資産税、光熱水費、通信料等）
- ・土地及び建物の購入等に係る経費
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途と併用となっている経費
- ・支出の確認できない経費
- ・本事業における資金調達に必要となった利子 等

※留意事項

- ・事業の実施に伴い収入のあるものについては、補助対象事業に係る決算額からその事業に関する収入を控除した額が補助金額に満たないときは、その満たない額を減ずる。
- ・振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できる。
- ・補助対象経費は、事業実施期間内に発注・請求・支払が完了する経費とする。

7 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

8 補助金額等

申請事業者区分に応じて、以下のとおりとする。

申請事業者区分	観光関連団体	コンソーシアム
補助率	9 / 10	
補助上限額	20,000千円	

なお、複数の申請事業者が共同で1つの事業を実施する場合の補助上限額は、各事業者の補助上限額の合計額とする。

9 補助金の概算払

補助金の交付は、原則として「精算払」（事業が完了した後、領収証等を精査し、事業に要した経費額を確定した上で、補助金を交付する）となりますが、例外的に、交付決定額の範囲内で一部を概算で事業完了前に交付する（概算払）ことができます。

概算払を希望する場合は、交付決定日以降、資金が必要となるタイミングに合わせて、「概算払申請書」及び「収支計画書」を提出してください。なお、概算払の請求にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 概算払の申請から実際に補助金が振り込まれるまでには、申請を受理した日（申請内容に不備があった場合には不備が解消された日）から2週間程度の時間がかかりますので、時間に余裕を持って申請するようにしてください。
- (2) 概算払の金額は、必要な金額に限られます。経費の支出スケジュールなどを考慮して、振込が見込まれる時期の支出の根拠をできるだけ具体的に示すようにしてください。
- (3) 事業完了後に領収証等を精査した上で確定する補助金額が、概算交付額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。

10 事業計画の中途変更

補助金の交付決定後の事情により、交付申請時から事業計画を変更せざるを得なくなった場合には、「事業内容変更等申請書」（様式5）の提出が必要です。

札幌市が変更内容を審査し、事業の趣旨を逸脱しないものと判断された場合には、「事業内容変更等承認通知書」（様式6）を発行しますので、この発行日以降に変更後の計画に沿った事業運営を行うようにしてください。

札幌市の変更承認を受けないまま計画変更を行い、事業を運営したことが判明した場合には、補助金の交付決定を取り消すか、交付決定額の一部を減額することがあります。

なお、事業の根幹に影響のない軽微な変更の場合は、変更承認申請書の提出を省略できる場合がありますので、この場合、札幌市に事前に相談するようにしてください（事前相談が無いままの変更は認められません）。

11 応募書類

- (1) 補助金交付申請書（様式1） 1部

コンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成書（様式1の別紙）を添付してください。

- (2) 事業計画書（様式2） 8部

ア この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

イ 事業計画書は、A4サイズ片面10枚以内に収めてください。なお、添付資料などがあれば、添付資料を含め10枚以内としてください。

ウ 事業計画書の作成にあたっては、図・グラフを使用するなど見やすいよう工夫してください。

(3) 事業収支予算書（様式3） 8部

ア（収入の部）欄には、「札幌市補助金」、「自己資金」、「売上」等を記載してください。

イ（支出の部）欄には、補助対象経費か補助対象外経費を分けて記載してください。補助対象経費については、実績報告の際に挙証書類が必要となります。なお、挙証書類の提出が困難な場合は個別協議となります。

ウ（収入の部）と（支出の部）の合計欄は、同額としてください。

(4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書もしくは定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成のわかるもの 1部

(5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書 1部

(6) その他、本市が必要と認めるもの

※必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

12 応募書類の提出

第一期への提出については令和4年5月9日（月曜日）10時必着、第二期への提出については令和4年8月29日（月曜日）10時必着で、持参または郵送（配達状況を確認できるものに限る）により、7の応募書類を提出してください。また、7の応募書類のうち(1)～(3)については、紙媒体の提出とあわせてPDFデータをCD又はDVDにて提出してください。

13 審査委員会

補助対象事業者は、別途設置する審査委員会において、以下の項目及び補助の必要性を勘案し、総合的に評価することにより書面審査により決定する。

(1) 日時

第一期：令和4年5月中旬予定、第二期：令和4年9月上旬予定

(2) 評価項目（詳細な評価基準については、別表を参照すること）

ア 観光需要回復に資する事業となっているか

イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた取組となっているか

ウ 基本的な感染症対策に加え、「ワクチン検査パッケージ」の活用など先進的な感染症対策を踏まえた取組となっているか。

エ 新しい切り口や視点をもって企画内容を構築しているか

オ 地域の特色や実施時期を活かした札幌ならではの取組となっているか

カ 札幌市内での宿泊者の増加や延泊が期待できる事業となっているか

キ メディアやSNS等を活用した情報発信を行うなど、情報拡散につながる事業となっているか

ク 観光客動向及び観光消費において、経済効果が高く札幌市全体に波及することが期待できる事業となっており、またその効果を具体的な数値で示すことができるか

ケ 事業効果の指標や目標の設定において検証が可能であり、妥当であるか

コ 事業を行うための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか

(3) 予備審査

多数の応募があった場合には、書類による予備審査を行い、審査委員会参加者を選定することがあります。

14 実績報告

(1) 事業完了の報告

事業が完了した日から 30 日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出していただきます。

ア 事業完了報告書（様式 7）

イ 事業実績報告書（様式 8）

※経済波及効果について、具体的な数値を用いて記載していただきます。当初の予定及び結果を、分析も踏まえた上でご記載ください。

ウ 補助金精算書（様式 9）

エ その他、特に必要と認められる書類

※必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

(2) 補助金額の確定について

補助金額の確定には、補助金精算書とともに、領収書等の挙証書類の提出が必要となります。

15 事業費の精算

補助金の交付は、原則として事業が完了した後、領収証など「事業の実施に係る支出を証する書類」を精査し、要した経費額を確定した上で、補助金を交付するものです。

補助対象経費を確定するため、事業完了報告書の提出と同時に、領収証や振込伝票の写しを提出しなければなりません。

領収証には、以下の内容の記載が必要です。

(1) 領収証の名宛人（補助金の申請者と同一であること）

(2) 支払金額

(3) 支払日

(4) 但し書き（支出の内容が明示されていること）

※支出の目的・内容が領収証から分からない場合、追加で請求書や納品書などをご提出いただきます。

また、領収書等はどの費目の領収書なのかが分かるよう、領収書を全てコピーし、番号を記載の上、順番通りに揃えて提出してください。

<記載・提出イメージ>

経費一覧					
団体名 A実行委員会					
取組名称 観光需要促進キャンペーン					
No.	費目	日付	・・・	額面	対象経費
1	●●			30,000	30,000
2	○○				
3	△□				
4	★□				

領収書 (写) No. 1

令和4年●月●日

A実行委員会 様

30,000 円

●●代として

株式会社◆□□ ■

また、口座振込の場合は、1 出金（又は1 入金）で1 行の記帳とし、複数の支払いがまとめて記帳されることのないようにしてください。さらに、口座の入出金については、全て取引明細を残すようにしてください。

なお、事業完了報告前には、全ての補助対象経費の支払いを終えていなければなりません。資金が不足していることを理由に補助金を先に交付することはできませんので、補助金の概算払を計画的に利用してください。

16 その他

(1) 情報の公開

補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合がありますので、あらかじめ了承のうえ応募してください。

(2) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助（助成金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

17 全体スケジュール

- | | |
|--------------|----------------|
| 令和4年4月15日（金） | 第一期公募開始 |
| 令和4年5月9日（月） | 第一期書類提出締切 |
| 令和4年5月中旬 | 第一期審査委員会（書面審査） |
| 令和4年5月下旬 | 第一期交付決定、事業開始 |
| 令和4年10月末日 | 第一期事業終了、事業実績報告 |
| | |
| 令和4年8月1日（月） | 第二期公募開始 |
| 令和4年8月29日（月） | 第二期書類提出締切 |
| 令和4年9月上旬 | 第二期審査委員会（書面審査） |
| 令和4年9月中旬 | 第二期交付決定、事業開始 |
| 令和5年2月末日 | 第二期事業終了、事業実績報告 |

別表

評価基準

【備考】

- (1) 評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：
 (2) 評価点は「評価基準点×係数」により求めるもの

評価項目	評価内容	係数	評価点
事業目的及び企画内容	観光需要の早期回復に資する事業となっているか	4	20
	新しい切り口や視点で観光資源を創造・活用し、観光コンテンツとして広く定着しうる企画であるか	2	10
	札幌ならではの地域の特色や実施時期を活かした取組となっているか	2	10
	札幌市内での宿泊者の増加や延泊が期待できる事業となっているか	2	10
	メディアやSNS等を活用した情報発信を行うなど、情報拡散につながる事業となっているか	2	10
経済波及効果	観光客動向及び観光消費において札幌市全体に波及することが期待できるか、また当該波及効果を具体的な数値で示すことができるか	4	20
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保が可能か ・ 収支計画、事業体制に無理はないか ・ 事業の実施スケジュールは適当か 	2	10
効果・目標の妥当性	事業効果の指標や目標の設定において検証が可能であり、妥当であるか	2	10
評価項目	評価内容	実施の有無 (○or×)	
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた取組となっているか	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ事業を遂行することが見込まれる取組となっているか。 ※実施の有無が×の場合は、本補助金の要件を満たしていないものとする		